

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成27年6月23日(火曜日)		開 議 閉 議	午後1時00分 午後3時18分
出席委員	石野 田中 三上 小川 奥野 山本 木曾 堤 (西口議長)			
執行機関 出席者	桂政策推進室長、竹村政策推進課長、垣見政策推進課副課長、 岸企画管理部長、田中夢ビジョン推進課長、土岐夢ビジョン推進課副課長、 俣野生涯学習部長、野々口スポーツ推進課長、 門総務部長、木村総務部税・財政担当部長、石田総務課長、吉田税務課長、井上総務課副課長、 藤木税務課副課長、 木曾教育部長、山本教育総務課長、林教育総務課副課長			
事務局	山内次長			
傍聴	可	市民1名	報道関係者1名	議員 2名(福井、酒井)

会 議 の 概 要

13:00

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

13:05～

【政策推進室】

(1)第7号議案 財産の取得についての議決の一部変更について

(政策推進室 入室)

政策推進室長 あいさつ

政策推進課長 説明

質疑

< 田中副委員長 >

これまで、京都市内に住んでおられる方と契約ができていなかったわけだが、その時に与えられていた相手方の要望・条件を、再度、確認させていただきたい。

< 政策推進課長 >

その相手方は、用地単価ではなしに、代替地を希望されていた。極力、近くでということであったが、今回、宇津根町地内で代替地が見つかった。代替地について、条件面で折り合いがついて、話のできたものである。

< 木曾委員 >

今回、契約していただいたことはよかったと思うが、その契約により、今後に禍根を残すようなことはないと思うが、そのようなことを心配しなくてもよいという理解でよいのか。

< 政策推進課長 >

今回、契約していただいた地権者は、最初はなかなか話ができなかったが、今は

積極的に協力もいただいております、何も問題はない。代替地の取得についても、農業委員会の手続き等も終わっており、後々、問題はないと思っている。

< 木曾委員 >

お互いの約束ごとの中で話が進んでいる内容があるとするれば、他の人との兼ね合いも出てくるので、そのようなことはないと思うが、その点を確認したい。ごね得等がないということでしょうか。

< 政策推進課長 >

そのようなことは一切ないし、単価も同一単価である。

< 木曾委員 >

単価だけでなく、条件面も含めてそのようなことがないということでしょうか。

< 政策推進室長 >

ここだけ特別何かをしたとか、他と違う補償をしたとか、そのようなことは一切ない。

(政策推進室 退室)

13 : 18 ~

【生涯学習部】

(1) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

(生涯学習部 入室)

生涯学習部長 あいさつ
スポーツ推進課長 説明

質疑

< 田中副委員長 >

toto(スポーツ振興くじ)の財源が概ね2/3と言われたが、事業費に対する特定財源の割合は2/3となっていないように思うが。

< スポーツ推進課長 >

施設改修の補助率は2/3であるが、スポーツ振興くじの助成割合が、今回、初めて施設改修を行うということで、20%の減額になることによるものである。

(生涯学習部 退室)

13 : 25 ~

【総務部】

(1) 報告第1号 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第2号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務部 入室)

総務部長 あいさつ
税務課長 説明

質疑

なし

(2) 第3号議案 亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長 説明

質疑

< 田中副委員長 >

資料p 1の改正内容(2)の目的外利用の制限について、「本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り認める。」とあるが、具体的にどのような事例か。

< 総務課長 >

入院中で本人の同意が得られない場合等が考えられる。

< 田中副委員長 >

資料p 4の改正内容(4)の任意代理人とはどういう人か。

< 総務課長 >

例えば、社会保障・税の手続きについては、その専門家である税理士、社労士等である。

< 田中副委員長 >

任意代理人が開示請求する時には、本人の委任状で足りるのか、それとも職権でも請求ができるのか。

< 総務課長 >

委任状で請求ができることとなる。

< 田中副委員長 >

委任状が、実際に本人が作成したものであるのかの確認はどうされるのか。

< 総務課長 >

任意代理人については、入院中の場合などでインターネットを使えない方や、本人が直接請求できないような場合に、その人の情報を知る機会を増やすために定めているものである。委任状や本人確認については、規定を設けて行っていきたい。

< 田中副委員長 >

規定を設けてということは、今は設けていないということか。

< 総務課長 >

本人確認等のルールはまだ決まっていない。

< 木曾委員 >

一般の人への広報の仕方、周知方法は。

< 総務課長 >

広報紙等を通じて、法の趣旨も含めて、条例を周知徹底していきたい。

< 木曾委員 >

より具体的な説明を、イラスト等も用いて市民に親切に広報すべきと考えるがどうか。

< 総務課長 >

情報コーナー等の窓口で、わかりやすく図示したような説明書類も作成して対応していきたい。

< 総務部長 >

番号法の関係の個人情報保護条例の改正については、内容が多岐に渡っているが、番号法の中で、市町村の条例等に委ねられているものについて、今回、条例改正す

るものである。個人情報の開示請求については、これまで、基本的に本人で、後は法定の代理人しか認められていなかったが、今回、番号法に基づき、自分の個人番号を含んだ情報がどのようにやりとりされているのか、本人が前向きにチェックできるように、インターネットを使えない高齢者とか、病気の方等から委任を受けた任意代理人を認めるものである。そういう意味で、本人の参加の権利をさらに高めたという言い方をしている。

それとは別に、個人番号を使った社会保障・税の分野では、税理士や社労士等が手続きをされるが、それについては新たな任意代理ということになる。

これらのことについては、大変わかりにくい内容となっているが、広報については国からの政府広告も含めてパンフレットを置く中で、また、相談に親切に対応する中で、行っていきたい。

<三上委員>

自分の情報について知る機会・手段が増えるということだが、逆に任意で悪用される心配があるように思う。他の自治体でも同様の改正がされており、チェックとか、文言、規制等について、参考にされたことはあるのか。

<総務部長>

行政が物事をする時には、国から示された標準の形・スタイルをもって、全国統一に行うのが通例である。悪意をもってされる場合の対応は、国をあげての大きな課題であり、これに厳格に対応するためには、書面的にも審査的にも厳しくなって、不便を感じてもらうことも出てくると考える。

<田中副委員長>

番号法の施行は10月であり、委任状等の問題できちっと内規で決めていきたいという趣旨のことを言われたが、それらがはっきりして安心できるようになってから、9月議会での条例改正では遅いのか。

<総務課長>

内規については、実際に始まってからの運用面で検討していきたい。

<総務部長>

権利に関する内容を含んだ条例改正であり、一定の周知期間を設けるのは、法改正の時の原則と考えている。

<木曾委員>

目的外利用の制限で、「本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り認める」とあるが、その2つの場合しかないのではないのか。違う表現の仕方はないのか。

<総務部長>

目的外利用はダメというのが大原則である。表現についてはわかりにくいですが、目的外利用は生命等保護のために必要な場合、及び激甚災害の場合に限定されている。それ以外の場合を今後どのように考えるかと言われれば、基本は広げないのが原則であると私は思っている。

<総務課長>

「本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合」ということなので、同意がない場合はダメだということである。

<木曾委員>

本人の同意が得られない場合で、本人が痴ほう等の障害があって判断できない場合は、法定代理人という扱いでよいということか。

<総務課長>

それが同意を得ることが困難である場合に該当する。

<総務部長>

マイナンバー法について、今後、実際に動き出す中で若干変化することも想定されるが、基本は法のもとに厳格・厳重に管理していくべきものと認識している。

(総務部 退室)

13:55~

【教育委員会】

(1)第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

(教育委員会 入室)

教育部長 あいさつ

教育総務課長 説明

質疑

<木曾委員>

川東小学校と高田中学校の整備は、今回の補正予算で完了すると理解してよいか。

<教育総務課長>

平成27年度・平成28年度の継続費分が終わると、1期、2期、3期という形で完了する。

(教育委員会 退室)

(休憩)

14:04~14:20

4 討論~採決

委員間討議 なし

討論

<三上委員>

第3号議案については、危うい中身があるのではないかと懸念が払拭できないので、反対である。

第7号議案については、これまでから、あの場所でのスタジアム建設には反対しており、当該事業に係る土地取得についても反対である。

<田中副委員長>

第3号議案については、マイナンバー法の10月施行に向けて周知期間が必要であるとのことだが、例えば、任意代理人の請求の件についても、今後、規定を設けていくというのでは遅いのであって、規定を設けてから条例を改正すべきである。

<堤委員>

第7号議案について、スタジアムは今後の亀岡にとってどうしても必要な施設であり、そのための土地取得であるので賛成である。

第3号議案については、マイナンバー法の施行に向けて、行政としても条例設置をしておかなければならない内容と考える。内容のわかりにくい部分については、法施行までに一定の期間があるので、今後、勉強会等を行えばよい。

<木曾委員>

第3号議案については、反対の討論もあったが、10月に法施行を控えているので、時期的に間に合わないものとする。何らかの意見を付して賛成とする。

採決

<石野委員長>

賛成者は挙手願う。

第1号議案（一般会計補正予算）	挙手全員	可決
第2号議案（市税条例等一部改正）	挙手全員	可決
第3号議案（個人情報保護条例一部改正）	挙手多数	可決
第7号議案（財産取得についての議決の一部変更）	挙手多数	可決
報告第1号（市税条例等一部改正）	挙手全員	承認

指摘要望事項

<石野委員長>

指摘要望事項はあるか。

<木曾委員>

第3号議案について、一定、理解はしているが、10月からのマイナンバー法の施行にあたり、市民への事前周知を徹底されるよう、指摘要望する。

<奥野委員>

住民の理解が得られるよう、十分、説明を願いたい。

<石野委員長>

他になれば、指摘要望事項については、ただ今の意見を取りまとめさせていただく。

なお、委員長報告の作成は、正副委員長に一任願う。

— 了 —

14：32

5 陳情・要望について

（1）非核・平和施策に関する要望書

<石野委員長>

どのように取り扱えばよいか。

<木曾委員>

従来どおり、聞き置く程度でよいと考える。

— 了 —

14：35

6 行政報告

（1）亀岡市行財政改革大綱 2015-2019 平成27年度実施計画について（企画管理部）

（2）亀岡市総合教育会議の報告について（企画管理部）

（企画管理部 入室）

企画管理部長 あいさつ

出席職員自己紹介

夢ビジョン推進課長 別添資料に基づき説明

<企画管理部長>

以上、説明とさせていただきます。

特に、2点目の総合教育会議については、今年度の発足・発会ということで説明させていただいたが、通常、年2回の開催を予定しており、今後の報告については、報告すべき事象・事案が起こった場合のみとさせていただきますと考えているので、よろしくお願いします。

質疑

<三上委員>

総合教育会議について、大綱は教育振興基本計画をもって位置付けるということだが、基本計画は総合計画と整合性がある長いスパンとなるが、大綱自体も長いスパンとなるのか、それとも会議と合わせて、1年1年確認をされるのか。

<企画管理部長>

長いスパンで運用されるべきものとして、教育振興基本計画をそのまま引用した大綱となっている。

<木曾委員>

設置目的はよくわかるが、構成が市長と教育委員会で6名となっている。それ以外に例えば、教育委員会以外の人を入れていくという考え方はこの組織にはなじまないということではないか。

<夢ビジョン推進課長>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、総合教育会議の構成について、地方公共団体の長と教育委員会と定められており、それに基づいて条例で設置している。

(企画管理部 退室)

14:49

7 その他

・議会だよりの内容について

<石野委員長>

議会だよりの総務文教常任委員会審査欄に記載する項目について、意見をいただきたい。

<木曾委員>

第3号議案と第1号議案でよいのではないか。

— 了 —

<石野委員長>

議会だよりの委員長視察報告の内容(別添)について、確認願う。

— 了 —

・行政視察のまとめについて

<石野委員長>

行政視察のまとめ（別添）について、確認願う。

— 了 —

・ 議会報告会の意見対応について

< 石野委員長 >

先日開催の議会報告会の意見対応について、本委員会としてどのように取り扱うか、意見項目ごとに分類を願う。

（別添資料のとおり、項目ごとに順次、分類を行う）

< 堤委員 >

議会としての組織・団体が報告に行っているものであり、そこで会派や政党の私見的な意見を言うのは場が違う。その点は広報広聴会議の中で、しっかりと勉強すべきである。

< 石野委員長 >

議会報告会の冒頭に、議会としての報告ということを書いてもらっているので、よろしくお願いします。

・ 次回の日程、内容について

< 石野委員長 >

今回は、6月25日（木）10時から、委員長報告の確認と、次回月例の日程調整について、よろしくお願いします。

他になければ、これで総務文教常任委員会を閉議する。

15:18 閉議